



商標登録証
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第4963869号
(REGISTRATION NUMBER)

商標 (THE MARK)

CARLO PARLATI
カルロ・パルラーティー

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 (LIST OF GOODS AND SERVICES)

第14類 身飾品, ブローチ, 珊瑚を用いてなる身飾品, カメオ, 貝製のカメオ, 珊瑚製のカメオ, トルコ石製のカメオ

その他別紙記載

商標権者 (OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

兵庫県神戸市中央区播磨町49番地 神戸旧居留地平和ビル706号

株式会社エムトレーディング

出願番号 (APPLICATION NUMBER)

商願2005-086627

出願年月日 (FILING DATE)

平成17年 9月15日 (September 15, 2005)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成18年 6月23日 (June 23, 2006)

特許庁長官 (COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

中嶋

